

## 鈴朋会会則【鈴鹿高等学校同窓会】

- 第 1 条 本会は鈴朋会と称します。
- 第 2 条 本会は会員相互の親睦をはかると共に母校の発展に寄与することを目的とします。
- 第 3 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行います。  
(1) 総会  
(2) 会報の発行  
(3) 卒業生の連絡懇親をはかる  
(4) 母校、在校生に対する支援  
(5) その他本会の目的を達成する為の事業を行います。
- 第 4 条 本会は事務所を鈴鹿高等学校内に置きます。
- 第 5 条 本会は次の会員をもって組織します。  
(1) 正会員・・・鈴鹿高等学校卒業生  
(2) 特別会員・・・母校の現在職員及び元職員  
(3) 賛助会員・・・主旨に賛同する者で役員会が承認したものとします。
- 第 6 条 本会に次の役員を置きます。  
(1) 会長 1 名【総会で正会員より選出する】  
(2) 副会長 2 名【正会員より会長が指名し総会で承認する】  
(3) 常任幹事【幹事より若干名会長が委嘱する】  
(4) 書記【2 名、正会員より会長が委嘱する】  
(5) 会計【 同上 】  
(6) 監査【 同上 】  
(7) 顧問【学校長及び役員会で適当と認めたものを推薦します】
- 第 7 条 役員の仕事は下記の通りとします。  
会長・・・本会を代表し会務を総括する  
副会長・・・会長を補佐し会長不在の時、仕事を代行する  
常任幹事・・・会長の諮問に応じ、会務を処理する  
書記・・・総会記録を作成し事務連絡を行う  
会計・・・会計事務を行う  
監査・・・会計を監査する
- 第 8 条 役員の仕事は 2 年とします。  
但し重任を妨げない。
- 第 9 条 本会は次の幹事を置きます。  
各期 2 名の幹事を置き、会員との連絡を行うと共に会務を処理します。  
尚、任期を 3 年とします。  
但し重任を妨げない。
- 第 10 条 役員会は総会に次ぐ議決機関であり、諸事項を決議し実施することが出来る。  
但し次回総会にて報告、承認を受けるものとします
- 第 11 条 幹事会は幹事と第 6 条に定める役員で構成し、役員会での決議事項を推進します。

- 第12条 総会は毎年6月第1日曜日に開催します。  
但し必要がある場合は臨時に開くことがあります。
- 第13条 本会の経費は会費、寄付金、その他をもってまかないます。
- 第14条 本会の会費は7,000円とします。  
会費は入会時に一括して徴収します。
- 第15条 会則の変更及び重要事項の決議には総会において2/3以上の賛成を必要とします。
- 第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

<運営細則>

1. 同窓会活動の報告は、ホームページにて随時更新します。
2. 役員会は年に1回以上開きます。
3. 幹事会は年に1回以上開きます。
4. 賛助会員は、年会費1口1,000円以上とします。

この会則は平成26年度から施行します。